こがねだデイサービス　事業所運営規程

第 4 版

医療法人　岐阜勤労者医療協会
こがねだデイサービス

第1条:事業の目的

医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、こがねだデイサービス(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練員、看護師、準看護師等の看護職員、介護職員(以下カギ「従事者」という。)が当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

第 2 条:運営の方針

一、事業所の実施に当たっては、要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

二、事業の実施に当たっては、その状態の軽若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住人による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

三、事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

第3条:名称、所在地および電話番号

事業を行う事業所の名称、所在地および電話番号は、次のとおりとする。

名称　・・・・・こがねだデイサービス

所在地　・・・・・関市上白金511

電話番号・・・・・0575-29-6263

第4条:勤務する職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者　1 名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業者の

従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

二、生活相談員　3 名

利用者及びその家族の相談を受けること、地域密着型通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成の補助を行う。

三、機能訓練指導員　7 名（理学療法士 1 名、看護職員 6 名）

機能訓練指導員は機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

四、介護職員　5 名

五、看護職員　6 名　（機能訓練指導員と兼務）

利用者の心身の状況を把握し健康管理、相談、助言を行う。

第5条:営業日及び営業時間並びに利用定員

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一、営業日　日曜日を定休日とする。土曜・祝日は営業する。但し、12 月 30 日～1 月 3 日は休業とする。また、臨時営業及び臨時休業となる場合は早期に利用者に案内をする。

二、営業時間

営業日の午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分

三、サービス提供時間

1 単位目　9:00～16:00

四、定員　　18 名

第 6 条:地域密着型通所介護の利用料およびその他の費用

一、地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は、関市長が定める基準によるものとし、当該地域密着通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は 2 割、3 割（平成 30 年 8 月より）の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

二、通常の事業実施地域を越えて行う地域密着通所介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を超えて　1 ㎞以上～5 ㎞未満	300 円
通常の事業実施地域を超えて　5 ㎞以上～10 ㎞未満	400 円
通常の事業実施地域を超えて　10 ㎞以上	500 円

三、前 2 項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

四、食　費　1回　450円

五、その他、日常生活においても通常必要となるもので、利用者負担が適当と判断されるもの。

実費

六、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

七、利用者等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

八、法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供し

た事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第 7 条:虐待防止に関する事項

一、事業所は、利用者の人権の保護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3 その他虐待防止のために必要な措置

二、事業所は、サービス提供中に従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市に通法する。

第 8 条:地域密着型通所介護の内容及び提供方法

一、内容は次の通りとする。

1 日常生活上の世話

2 食事の提供

3 入浴

4 機能訓練

5 レクリエーション

6 健康チェック

7 送迎

8 相談

9 家族指導

二、提供内容は、次の通りとする。

1 事業所は地域密着型通所介護の提供の開始し際し、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申し込み者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申し込み者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

2 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した地域密着型通所介護計画をサービスの提供に関わる従業者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。

3 前号の地域密着型通所介護計画において、既に居宅サービス計画が作成されている場合には当該計画に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。

4管理者は地域密着型通所介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し文書により同意を受け、交付する。

5 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

6 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

7 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健サービス又は、福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

8 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護の提供に関する記録の保管方法については、利用者に人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。

9 居宅サービス計画の作成後においても、当該地域密着型通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画の変更を行う。

第9条:通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、旧関市内地域とする。

第10条:衛生管理等

一、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛星的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

二、事業所において感染症の発生、及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

第 11 条:利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

一、デイサービスをお休みされる場合は前日夕方までに連絡していただくこと。(但し急な場合は朝 8 時 00 分頃までに連絡していただくこと。)

二、入院となった場合も連絡していただくこと。

三、デイサービスセンター内は上履きが必要となる為ご用意いただくこと。

四、持ち物には必ずお名前を書き、お薬・介護連絡手帳・着替え・ビニール袋(洗濯物用)・歯ブラシなどを持ち運びしやすい袋などに入れていただくこと。

五、ご家族からの連絡事項などある場合は、電話または送迎の職員に伝えていただくこと。もしくは「介護連絡手帳」に記入いただくこと。

六、肺炎球菌ワクチン・インフルエンザワクチンの接種に協力いただくこと。

七、定期的に利用者・ご家族様にアンケートを実施するため協力いただくこと。又、デイサービスのサービス提供記録は希望があれば開示すること。

八、利用者の体調によっては入浴等を中止していただく場合があること。

九、利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し心身の状況に応じた利用を心掛けること。

十、利用者及びその家族は、他の利用者及び職員に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならないこと。

第12 条:緊急時における対応方法

一、事業所の職員は、利用者に対するサービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急運搬等の必要な措置を講ずる。

第13条:事故発生時における対応方法

一、事業所の職員は、利用者に対するサービス提供時に発生した事故について、速やかに利用者家族および職場管理者への報告を実施する。職場管理者は、緊急運搬等、速やかに事故に対する必要な措置を実施するとともに、再発防止のための措置を講ずる。

二、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

三、前項への対応のために損害賠償責任保険へ加入する。

第14条:非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

第15条:苦情に対する対応方針

一、事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

二、事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

第16条:地域との連携等

一、事業所は、関市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議体(以下「運営推進会議」という。)を設置し、運営を行う。

二、運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

第17条:個人情報の保護

一、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二、事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第 18 条:その他運営についての留意事項

一、事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する

二、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四、事業所は、地域密着型通所介護の提供に関する記録を整備し、保管する。

地域密着型通所介護サービスに関わる書類の保存期限については、サービスを完結した日から5年とする。

五、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人岐阜勤労者医療協会とこがねだデイサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19 条:秘密保持に関する規定

一、事業所に従事する従業員が、職務上知りえた情報(個人情報等)を漏えいしないための措置として、入職時に機密保持に関する誓約書への署名を行う。

二、誓約書は、退職後も有効なものとする。

三、入職後も秘密保持に関する啓発活動(学習会等)を継続的に実施する。

附則

平成 29 年4月1日施行(第 1 版)

平成 30 年 4 月 12 日 (第 2 版)・・・人員体制の変更

平成 30 年 7 月 20 日 (第 3 版)・・・職員体制の修正、サービス利用にあたっての留意事項追記

令和 3 年 4 月 1 日 (第 4 版)・・・第 7 条 虐待防止に関する事項 追加